

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和2年10月30日(金) 午前9時30分から午前11時15分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】  出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員  欠席：5番園田岳彦委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】  出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番草間芳隆委員、18番白澤実委員  欠席：6番松木秀夫委員、11番加藤政人委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	9番 委員
	10番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのについて  
No.34～No.38 5件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.14～No.15 2件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.15～No.17 3件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No.804～No.805 2件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5017～No.5021 5件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について  
No.129～No.192 64件
- 議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.7～No.18 12件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田委員、19番樋口委員の2名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2＝報告事項</p>
議長	<p>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。                      34番能生地区の件ですが、能生地内の18筆2,185.08㎡について、原野になっております。                      35番今井地区の件ですが、頭山地内の9筆521.91㎡について、山林になっております。                      36番今井地区の件ですが、頭山地内の2筆38㎡について、山林に</p>

<p>議長</p>	<p>なっております。</p> <p>37番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆5.58㎡について、宅地になっております。</p> <p>38番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆22㎡について、宅地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>14番下早川地区の件ですが、上覚地内の2筆1,113㎡について、休耕地活用のため増反するものです。</p> <p>15番根知地区の件ですが、上野地内の1筆515㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>15番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆690㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>16番西海地区の件ですが、羽生地内の6筆4,143㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>17番今井地区の件ですが、岩木、頭山地内の5筆10,524㎡につい</p>

<p>議長 松澤一委員 水島係長</p>	<p>て、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 16番は農業者年金の関係のものですか。 はい、農業者年金の件での契約が解約され、新たに借りる方が決まったというものです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt; 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
<p>水島係長</p>	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。 804番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆722㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、下早川地区運動広場近くの場所です。田面が低いため、隣接する田と同じ高さに嵩上げしたいものです。 805番下早川地区の件ですが、西谷内地内の1筆201㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、JAひすい早川支店近くの場所です。田が狭小なため、畑として耕作したいものです。</p>
<p>議長 大島委員</p>	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 804番の件ですが、ここは圃場整備予定の場所だと思うのですが、それまで待てないということですか。</p>
<p>齋藤健委員</p>	<p>圃場整備は私のハウスのところまで含まれますが、申請地は含まれていません。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長 伊藤主査	<p><b>&lt;議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>5017番大野地区の件ですが、大野地内の1筆574㎡について、住宅及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、国道148号沿いの場所です。申請人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅を新築したいものです。また、自営業を営んでおり、業務用の車両も置けるよう駐車場敷地を確保したいものです。農地の区分は、エ-7)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
水島係長	<p>5018番から5021番についてですが、先に補足説明いたします。</p> <p>大字能生地内の土地は、今年3月の総会で譲渡人が貸駐車場として整備する目的で農地転用が許可されました。その後、5月30日に開催された承継者の会議で、承継者がその土地に店舗を整備する計画を示しました。安易な転用を防止するため、駐車場として転用した土地は、舗装など永続的な施設整備がされていない場合は3年以上駐車場として利用するよう県から通知されておりますので、事務局として譲渡人に事実確認を行ったところ、同社から、申請時点では土地の利用計画が曖昧であったが現場入りを急いでいたこと、また、貸駐車場完成後は他の用途への変更が可能であると安易に考えて手続きを行ったとの説明がありました。譲渡人と何度か協議を行い、会長とも協議する中で、始末書の提出と、土地の利用計画に沿った変更承認申請書を早急に提出するよう</p>

伊藤主査	<p>指導したところですが、譲渡人も反省の意思を示していることから、このたび改めて変更申請を受けることとしまして、今回の総会で皆様に審議をお願いしたいものであります。</p>
	<p>5018 番 5019 番能生地区の件ですが、事業計画変更です。能生、栄地内の2筆 1,178 m<sup>2</sup>について、店舗及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、主要地方道能生インター線沿いの場所です。譲渡人は、令和2年3月30日付け農委第5068号で許可された申請地について、貸駐車場の規模を当初計画より縮小し、一部を承継者の店舗及び駐車場敷地に変更したいものです。譲受人は、既存店舗の老朽化等により早急な建替えが必要となったため、申請地を取得し新たな店舗と駐車場を整備したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5020 番 5021 番能生地区の件ですが、事業計画変更です。能生地内の1筆 143 m<sup>2</sup>について、貸駐車場敷地のための、交換による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、主要地方道能生インター線沿いの場所です。譲渡人は、令和2年3月30日付け農委第5068号で許可された申請地について、当初計画より駐車場を縮小し、一部を承継者の貸駐車場に変更したいものです。譲受人は、申請地を取得し、譲受人所有の貸駐車場の不整形部分を解消したいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
福田委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
	<p>誠に都合のいい話ですよ。元々そういう話になっていたのではありませんか。</p>
伊藤主査	<p>承継者は土地を探していましたが、当初の手続きの段階では、この場所と決まっておらず、本来は決める前に私たちのところへ相談いただいて話をできていればよかったです。私たちも承継者が計画を</p>

福田委員	<p>公表してから知り、これは農地法上の趣旨に合わない部分もあるので協議が必要と判断しました。譲渡人から状況の説明を受け、一部は当初計画通りの駐車場で残りますので、残りの部分を計画変更として手続きすることとなりました。都合がいいと思われても仕方ない面もありますが、現状ではこの手続きになると思います。</p>
水島係長	<p>今の説明で皆さんが理解できるのか、難しいと思うのです。始末書だけで妥当なのか。なんでもこれで通るって話になる。少し安易に考えていませんか。</p>
議長	<p>計画が甘いというのはありました。しかし、譲渡人は申し訳なかったと頭を下げて反省しておりましたので、会長とも協議をしまして、今回の総会で諮らせていただきました。</p>
伊藤主査	<p>承継者の情報はちらちらとありましたが、この土地が欲しいと言えなかったのだと思います。譲渡人は簡単に変更できると思っていたようですが、3年間は駐車場として使うというルールがありますと私の口からはっきり言いました。しかし、先方も事務局と話をするなりして甘く見ていた部分があったと反省し、頭を下げて謝ってきましたし、承継者も建物にひびが入るような危ない場所で仕事をしているので、いつまでも引っ張ってはいけない事案だとも思いました。折れたくなかった気持ちもあり、それははっきりとさせていただきましたが、関係者でいろいろと協議をした結果、これを皆さんにお諮りするより仕方ないかなという結論になり、今日の議案とさせていただきます。それと、私は5月30日の承継者の会議でこの案件が出ていることを知らなかったのですが、私はその会議の議長をしました。この土地には農業委員会が駐車場として許可した土地が含まれているようですが、議長でなければ質したい気持ちでした。しかしコロナ禍の中、早く会議を終わらせたいという雰囲気もあり、私は黙って議事を進めました。そういう経緯もありました。</p> <p>転用を行うには問題のない場所で、要は手続きが間違っていたのです。譲渡人は安易に、間違った知識を承継者に伝え、承継者も大丈夫だと思って進められると考えていたようです。会長が言われたように承継者には急いでいる事情がありましたし、譲渡人も自分たちの手続きの進め方に誤りがあったと認めましたので、変更の手続きをしていただきました。議案とする前に、かなり協議を重ね、慎重に対応して</p>

米原委員	きたものですし、ご理解いただきたいと思います。 この会議で許可を決定するわけですね。福田委員の意見に賛同される委員もいると思います。始末書で終わりというわけにはいかないようにも思います。
井上委員	3月の総会の時に、駐車場としては大きな計画だと思っていたのですが、半年も経たないうちに計画変更ということで、考え方に甘さがあったのではないかと思います。3年間は変更できないというようなことは徹底できないのでしょうか。
水島係長	駐車場で3年以上というのは、資産保有的な農地取得の防止という観点で30年ほど前に設けられたもので、相応の事情により変更したい場合は変更手続きを行うこととされています。始末書も、ただ書類として提出されたものではなく、何回か協議を重ね、譲渡人からは申し訳ないという気持ちが示された中で提出されたものであります。
井上委員 伊藤主査 荻野委員	前回と今回で面積に差がありますが、これはなぜですか。 許可済みの部分を外していますので、その分が少なくなります。 平米当りの金額が前回より高いようですが、利益を得られるものになっていませんか。
議長	私もその点は疑問に感じていましたが、何人かに聞いてみましたが、それはないようだと思っています。
松澤一委員	何年も農業委員をさせていただきましたが、こういう案件は私も初めてですし、我々も少し甘かったのではないかと思います。
福田委員	手続きも注意していかないと後々問題が出てくると思いますし、私たちももう少し慎重にならないとダメなんじゃないかなと思います。
議長	譲渡人には決められたことに基づいて行うものですよと言わせていただきましたし、そういうこともあって譲渡人が頭を下げたり、丁寧に謝ってこられたのだと思います。
松澤隆委員	今後、また同じような問題が出た時にどうするのか。許可しないのか、あるいはペナルティか。今回はたまたま承継者にも事情があるからという話もありましたけども、それは違うと思う。
伊藤主査	許可後の行為が悪質なものであれば取消処分をすることになります。今回は手続き上の誤りを指摘し、素直に従い、妥当性のある新しい計画の手続きで申請を受けたものです。今後また同じような案件が出た時につきましても、基本的には法令に基づいて判断していくとい

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>うかたちになります。 今後、同じようなことが起きた時はどうでしょう。 今後どう対応していくかということですが、事案ごとに中身を見極めて対応していくしかないと思います。こちらの言うことを聞かず勝手な転用を行うなどの悪質な場合は、皆さんにお諮りのうえ取消処分という場合も考えられます。計画の変更や誤りがあった場合などは変更計画、それでもダメなものは申請自体を受付しませんので、そのようなかたちでお願いしたいと思います。</p>
<p>水島係長</p>	<p>守るべき農地なのか転用が可能な農地なのか、あるいは街づくりのうえでその土地はどうなのかというような見極めを、委員の皆様にはそういう観点で判断していただくことと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の話にもありましたが、まず事務局では精査した後、農業委員会として、この総会の席で意見を出し合って許可できるのかを一つずつ丁寧に判断していくことが最良だと思います。これから色々な案件が出てくるわけですが、みんなで十分に審議していきましょう。今後、そのように進めていくということでもよろしいでしょうか。その他、ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議第2号 農用地利用集積計画案について&gt;</b> 議第2号 農用地利用集積計画案について、64件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが5件ございます。まず、小島委員の案件を先に審議しますので、小島委員、退席をお願いします。 〔小島委員退室〕</p>
<p>議長 石曽根主任主事</p>	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。11頁をご覧ください。 145番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆1,814㎡について、借り受けて規模拡大、更新するものです。</p>

	<p>146 番磯部地区の件ですが、徳合地内の 20 筆 5,700 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>147 番磯部地区の件ですが、徳合地内の 1 筆 793 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔小島委員入室〕</p>
議長	<p>次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。</p> <p>〔稲葉委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。12 頁をご覧ください。</p> <p>148 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 1 筆 2,962 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔稲葉委員入室〕</p>
議長	<p>次に日馬委員の案件を審議します。日馬委員、退席をお願いします。</p> <p>〔日馬委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。14 頁をご覧ください。</p> <p>158 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の 3 筆 6,867 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔日馬委員入室〕</p>
議長	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。 129 番上早川地区の件ですが、大平地内の12筆4,562㎡について、 更新するものです。 130 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆663㎡につい て、更新するものです。 131 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆250㎡につい て、更新するものです。 132 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,481㎡につ いて、更新するものです。 133 番大和川地区の件ですが、厚田地内の1筆522㎡について、更 新するものです。 134 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆1,186㎡につ いて、更新するものです。 135 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆725㎡につ いて、更新するものです。 136 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆992㎡について、更新 するものです。 137 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,041㎡について、更 新するものです。 138 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,482㎡について、 借り受けて規模拡大するものです。 139 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆190㎡について、借 り受けて規模拡大するものです。 140 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,434㎡について、更 新するものです。</p>

141 番根知地区の件ですが、東中地内の3筆5,999 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

142 番根知地区の件ですが、和泉地内の1筆1,053 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

143 番今井地区の件ですが、西中地内の3筆4,125 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

144 番今井地区の件ですが、西中地内の2筆1,707 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

149 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,186 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

150 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,494 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

151 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆2,999 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

152 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆2,165 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

153 番能生谷地区の件ですが、平地内の5筆2,162 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

154 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の4筆4,249 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

155 番能生谷地区の件ですが、島道地内の5筆3,273 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

156 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆368 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

157 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆231 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

159 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の6筆1,804 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

160 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,496 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

161 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆24 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

162 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆107 m<sup>2</sup>について、借り

受けて規模拡大するものです。

163 番木浦地区の件ですが、木浦地内の1筆355㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

164 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆1,246㎡について、更新するものです。

165 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆1,252㎡について、更新するものです。

166 番根知地区の件ですが、山寺地内の2筆500㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

167 番今井地区の件ですが、西中地内の5筆10,009㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

168 番大和川地区の件ですが、大和川地内の13筆3,356㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

169 番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆2,453㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

170 番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆1,674㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

171 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,375㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

172 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,317㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

173 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆803㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

174 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆766㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

175 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆548㎡について、

農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

176 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆445㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

177 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆333㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

178 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆171㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

179 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆137㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

180 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆2,759㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

181 番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆1,735㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

182 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆1,000㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

183 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆340㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

184 番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆1,260㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

185 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆280㎡について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。

186 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆254㎡について、

<p>議長 松澤一委員</p> <p>伊藤主査</p> <p>松澤一委員</p>	<p>農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>187 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆 89 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>188 番大和川地区の件ですが、大和川地内の9筆 2,612 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>189 番大和川地区の件ですが、大和川地内の8筆 2,231 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>190 番大和川地区の件ですが、大和川地内の6筆 1,468 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>191 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆 360 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>192 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆 314 m<sup>2</sup>について、農地売買支援事業により、新潟県農林公社が所有権移転を受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>売買支援事業の件ですが、要するに大和川は数名が耕作するという ことで、買ってまで耕作してくれるということですか。</p> <p>換地の時に新しくできる田んぼに対して旧地番を面積的に割り当てるのですけど、もう耕作できない人は換地で清算する、現金で買い取る手法を取られていますので、今回、清算したい方がこの事業を使うということです。それ以外の、換地して自分で農地を持つ方は新しい区画の田んぼを所有されることとなります。</p> <p>今までは地域で賃料のだいたいの目安がありました。最近では耕作者も少なくなってきた、使用貸借が多くなっているように思うのですが、それだと借りる側が強いと感じますが、お互いが了解されたものなら小作料はゼロでもいいですよというものでしょうか。</p>
--	--

伊藤主査	<p>使用貸借権の届出の中には、実際にはお米でやり取りされている方もいると思います。ただ、耕作者側は米価が下がってコストもかかるので小作料を下げてもらいたいし、地主は小作料を払ってくれる人に耕作してもらいたいという話が各地区で生じておりまして、小作料の単価を統一してくれだとか色々な考え方があります。事務局としましては、あくまでも地主と耕作者の契約ですし、いくらにしないとは言えません。ただ、毎年、地域ごとに平均小作料を公表しています。あくまでも参考ではありますが、それを基準とされる場合もあります。それが独り歩きして小作料が高くなって困るという意見も頂戴しております。耕作者と折りがつかなければ別の方というのも考えられますが、所有者の方も自分で耕作するわけではないので、田んぼの管理を考えた時に、迷う部分があります。多面や直払いに入っている農地も結構ありまして、そうなると耕作者側が簡単に辞めるわけにはいきませんので、地区委員あるいは地域の代表者に協力いただいて調整しているところです。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
石曾根主任主事	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</b></p>
議長	<p>議第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について、12件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。</p>
議長	<p>〔大島委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。24頁をご覧ください。</p>
石曾根主任主事	<p>8番上早川地区の件ですが、中野、中林地内の11筆7,850㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。        只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。        〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。        〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曽根主任主事	<p>〔大島委員入室〕        その他の案件について、事務局の説明を求めます。        説明いたします。24 頁をご覧ください。</p>
	<p>7 番上早川地区の件ですが、土塩地内の 1 筆 1,883 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>9 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 2 筆 469 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>10 番西海地区の件ですが、平牛地内の 1 筆 2,365 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>11 番根知地区の件ですが、山寺地内の 3 筆 3,539 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>12 番根知地区の件ですが、山寺地内の 4 筆 5,228 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>13 番根知、今井地区の件ですが、山寺、西中地内の 7 筆 10,509 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>14 番根知地区の件ですが、蒲池、栗山、山口、上横、上野山、大工屋敷、別所、和泉地内の 137 筆 134,376 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>15 番根知、小滝地区の件ですが、上野、根小屋、東中、大所地内の 26 筆 36,269.42 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>16 番今井地区の件ですが、西中、中谷内地内の 8 筆 7,171 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>17 番今井地区の件ですが、西中、中谷内、大谷内地内の 7 筆 8,888</p>

	<p>m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>18 番能生谷地区の件ですが、小見地内の 3 筆 5,043 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 3 の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第 4 のその他に入ります。</p>
	<p>日程第 4 = その他</p>
議長	<p><b>ア 次回農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/30(月) 定例総会 午前 9 : 30 ~ 市役所 201・202 会議室</li> </ul>
議長	<p><b>イ その他</b></p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>